

## 口座開設にあたっての表明確約書

私（法人の方は貴法人の役職員も含まれます。）は、以下の内容を確認いたします。

- ① 現在、日本証券業協会の会員の役職員もしくは、一般社団法人金融先物取引業協会の会員の役職員ではありません。
- ② 現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当せず、関わりも一切ありません。
- ③ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業若しくは、反社会的勢力と関連のある企業の役職員ではありません。
- ④ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行いません。
- ⑤ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行いません。
- ⑥ インサイダー取引を行いません。
- ⑦ 現在、且つ将来にわたって、公金取扱者となった場合、自己資産（借入金・生活必要資金は含まない余剰資金）以外で取引を行いません。

※ 公金取扱者（銀行、農業・漁業の協同組合、クレジットカード会社、ファインانس会社、リース会社などのノンバンク、国、地方公共団体その他公益期間、民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に関わる者）

①～③に関して虚偽の申告をし、若しくは④～⑦のいずれかに該当する行為をしたと貴社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、全て私の責任といたします。

以上